

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 4 月 5 日

申請者 氏名又は名称 *ドールズ・マックスウェル・インターナショナル*
 株式会社 **Kalmax International**
 住所 〒583-0858 大阪府羽曳野市南古市2-15-20
 代表者氏名 代表取締役 **マックスウェル アネスト**
 電話番号 **TEL 072-921-4161**
 FAX番号 *072-958-1697*
 メールアドレス *Kalmax0221@yahoo.co.jp*

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input checked="" type="checkbox"/>	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 4 月 5 日

申請者 氏名又は名称 株式会社K a l m a x I n t e r n a t i o n a l

住 所 大阪府羽曳野市南古市2丁目15番20号

代表者氏名 代表取締役 マックスウェル・アネスト

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 マックスウェル・アネスト 取 締 役 マックスウェル かおり	
事 業 の 範 囲	水道衛生設備工事、新築・リフォーム工事、設計 施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社Kalmax International
上記事業所の所在地	郵便番号 583-0858 住所 大阪府羽曳野市南古市2丁目15番20号 電話番号 072-921-4161 FAX番号 072-958-1697 メールアドレス kalmax0221@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
スワズエイルのかり	3030563

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別 表

機 械 器 具 調 書

4年 4月 5日現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用	金切りのこ サンダ パイプカッター マルノコ	カクダイ	1	
		HITACHI-G10SP4	1	
		MCC RE30613	1	
		MCC VC-42	1	
		MCC VC-27ED	1	
		マキタ 5637 BA	1	
管の加工用	面取り チューブカッター ドリル はつり	LIFELEX3/4,1/2	3	
		REX 3,30min	1	
		スーパーTC107	1	
		マキタ 6500N	1	
		マキタ M816K16mm	1	
		HITACHI H41	1	
管の接合用	パイプレンチ プライヤー トーチランプ ラジェットレンチ 圧着機	120mm	1	
		180mm	1	
		100mm	1	
		マルチガス 250AD	1	
		レッチストーチアン	1	
		ガス	1	
		280mm	2	
S-30	1			
水圧テストポンプ	手動テスター	キョーワ T-50K-P	1	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「管の接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 4 月 5 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 Kalmax International

住 所

〒583-0858 大阪府羽曳野市南古市2-15-20

代表者氏名

代表取締役 マックスウエル アネスト

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府羽曳野市南古市二丁目15番20号
株式会社Kalmax International

会社法人等番号	1201-01-051413	
商号	株式会社Kalmax International	
本店	大阪府羽曳野市菅田二丁目410番3	
	大阪府羽曳野市南古市二丁目15番20号	令和 2年 8月 8日移転 令和 2年 9月11日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成26年5月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中古車・新車輸出 2. 機械装置類・部品販売 3. トイレ・衛生用品、設計・施工 4. 水道衛生設備工事・水回り修理全般 5. エステティックサロン経営 6. 美容商材、健康食品販売 7. エステティックスクール、美容コンサルティング・人材育成業 8. 上記各号に附帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 50株	
資本金の額	金50万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、代表取締役の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役	マックスウェル・アネスト
	取締役	マックスウェルかおり
	大阪府羽曳野市南古市二丁目15番20号 代表取締役 マックスウェル・アネスト	

大阪府羽曳野市南古市二丁目15番20号
株式会社Kalmax International

登記記録に関する
事項

設立

平成26年 5月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 4年 4月 4日

大阪法務局富田林支局
登記官

下 田 和 隆 仁



株式会社 Kalmax International 定款

株式会社 Kalmax International 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 Kalmax International と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 中古車・新車輸出
2. 機械装置類・部品販売
3. トイレ・衛生用品、設計・施工
4. 水道衛生設備工事・水回り修理全般
5. エステティックサロン経営
6. 美容商材、健康食品販売
7. エステティックスクール、美容コンサルティング・人材育成業
8. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府羽曳野市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、代表取締役の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第10条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- (1) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- (2) 株式取得者が、上記(1)の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- (3) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- (4) その他会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

- 2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第 15 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議 長)

第 16 条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- 2 社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において、出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 19 条 株主総会における議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取 締 役

(取締役の員数)

第 20 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 21 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第 22 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 24 条 当会社に取締役を複数名置く場合には、株主総会の決議により代表取締役 1 名を定め、この代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。

(役付取締役)

第 25 条 前条のほか、取締役の過半数の決定をもって取締役の中から、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役に対する報酬等)

第 26 条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第29条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当社の設立時発行株式の数は50株、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金50万円とする。
2 当社の成立後の資本金の額は、金50万円とする。

(最初の事業年度)

第32条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成27年4月末日までとする。

(設立時役員)

第33条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。



設立時取締役 MAXWELL ERNEST

(マックスウェル アネスト)

設立時取締役 マックスウェル かおり

設立時代表取締役 MAXWELL ERNEST

(マックスウェル アネスト)

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第34条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所 大阪府羽曳野市南古市2丁目15番20号
氏名 MAXWELL ERNEST 30株 金30万円
(マックスウェル アネスト)

住所 大阪府羽曳野市南古市2丁目15番20号
氏名 マックスウェル かおり 20株 金20万円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、株式会社 Kalmax International を設立するため、発起人の定款作成代理人である行政書士浦井和彦は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年4月22日

発起人 MAXWELL ERNEST
(マックスウェル アネスト)

発起人 マックスウェル かおり

上記発起人の定款作成代理人

事務所住所: 兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目2番14号トロア神戸ビル4階

住所: 兵庫県西宮市西平町10番5号シャンクレー101号

氏名: 行政書士 浦井和彦



14.4月5日

原本に相違ありません。

Kalmax International
代表取締役 マックスウェル アネスト



第三〇三〇五六号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

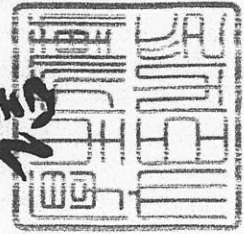
氏名 マックスウエル かおり

昭和四十六年八月六日生

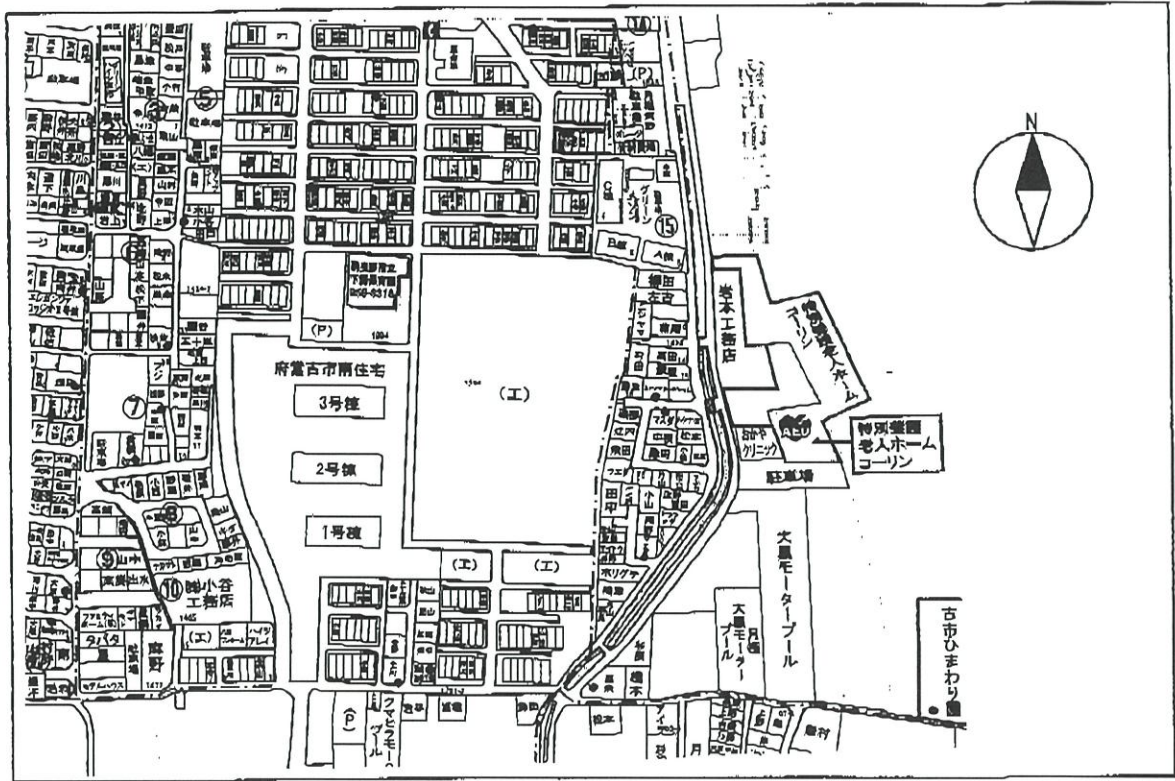
水道法昭和二十一年法律第百七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

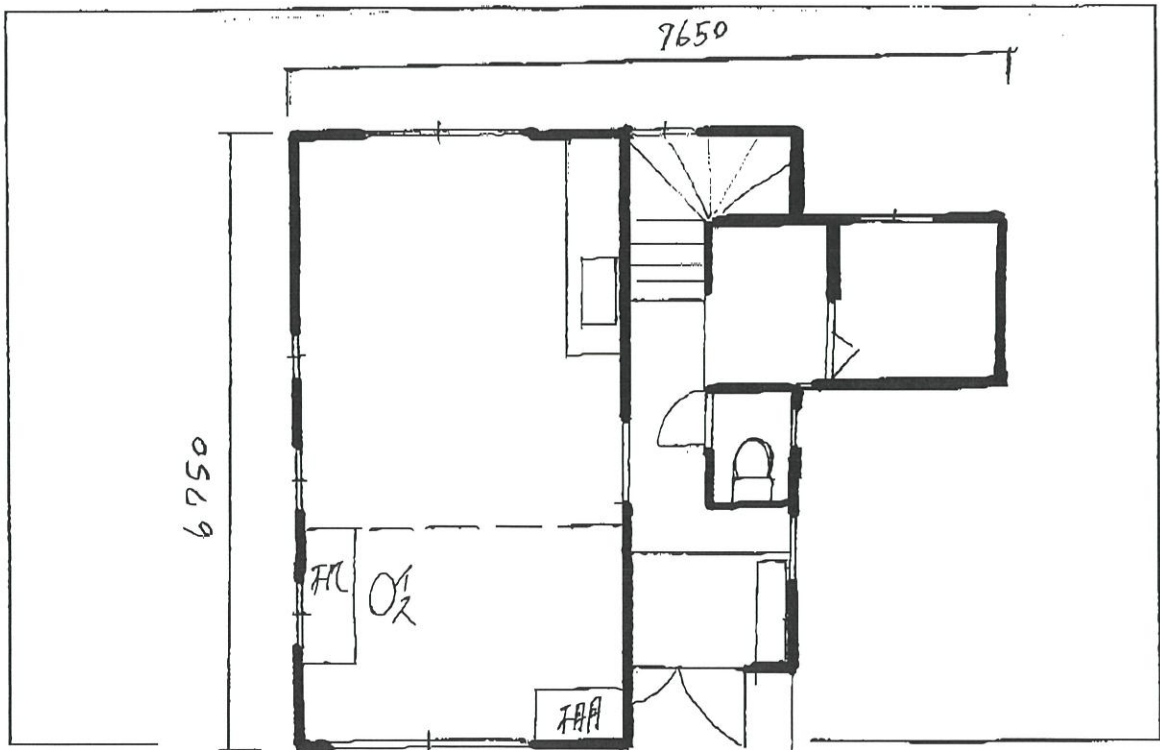
厚生労働大臣 加藤勝信



営業所付近の位置図（詳細に記入すること）



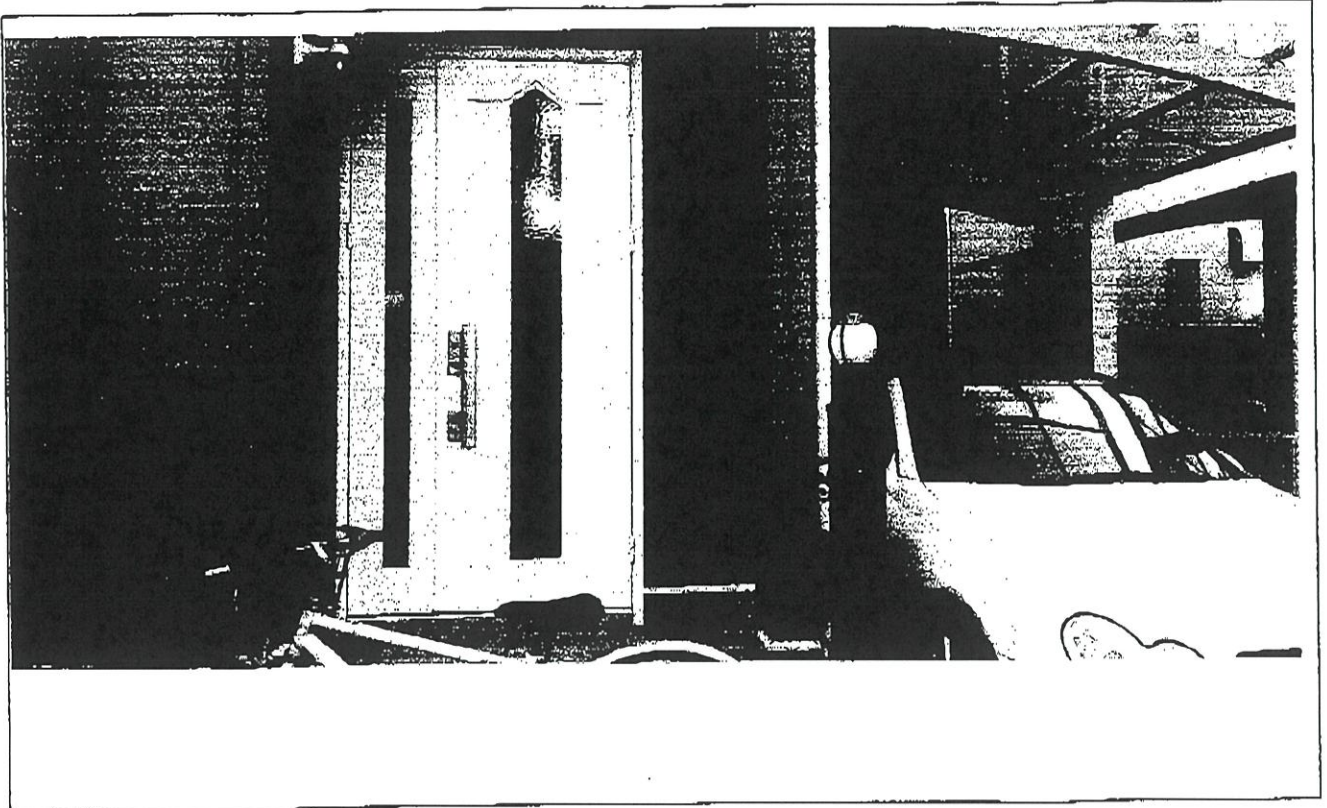
店舗、営業所の平面図（間取り、寸法を記入すること）



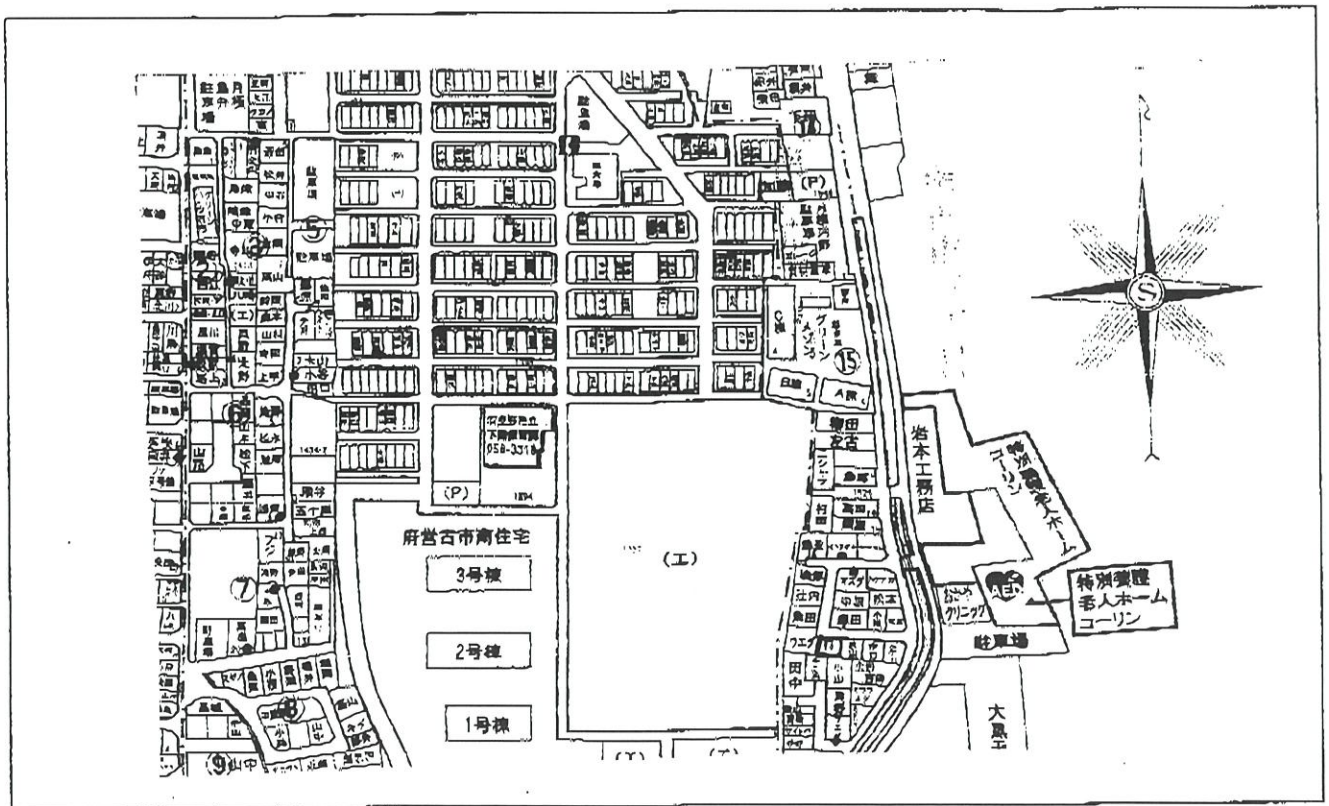
③ 営業所の写真及び位置、平面図

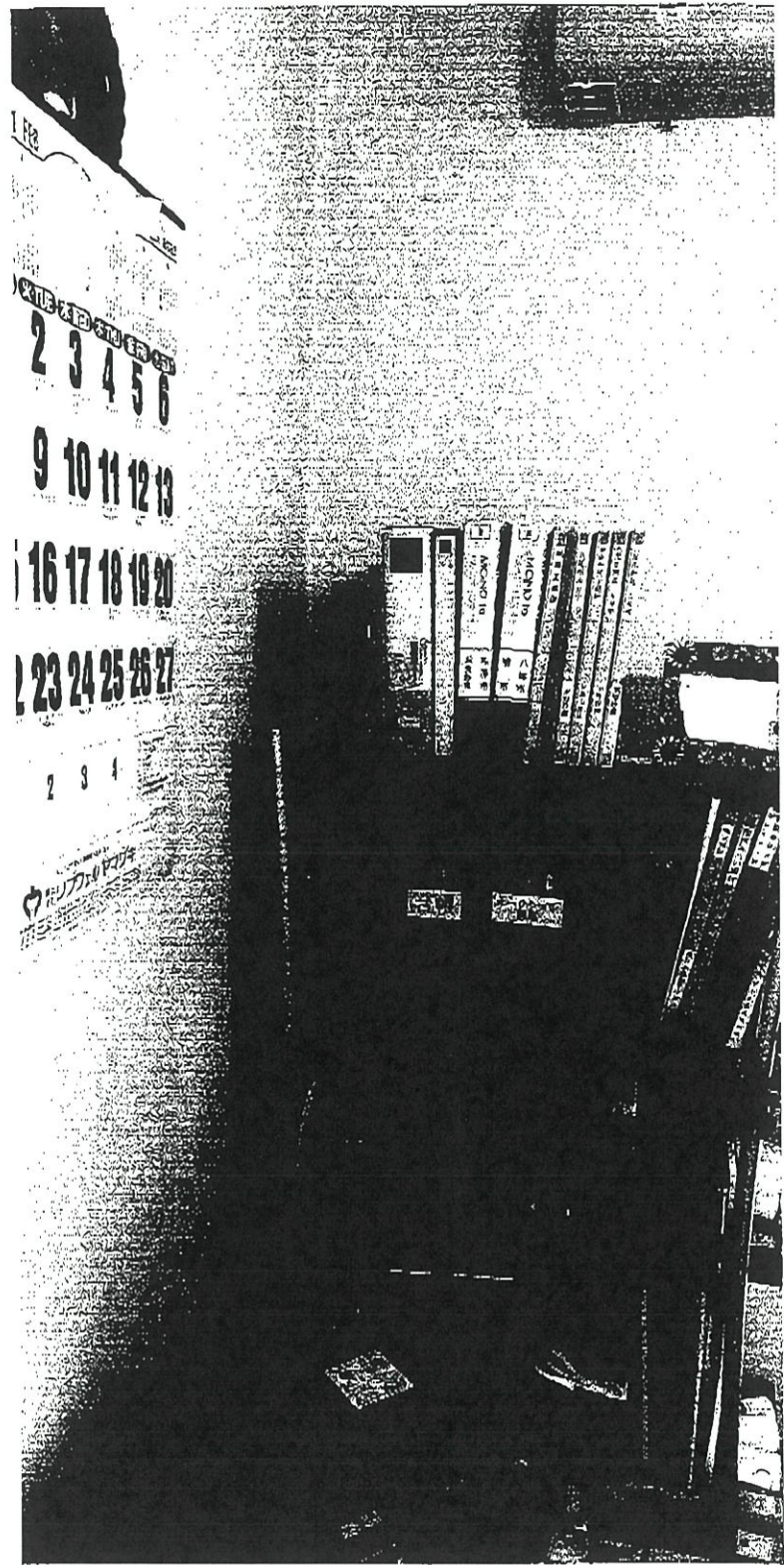
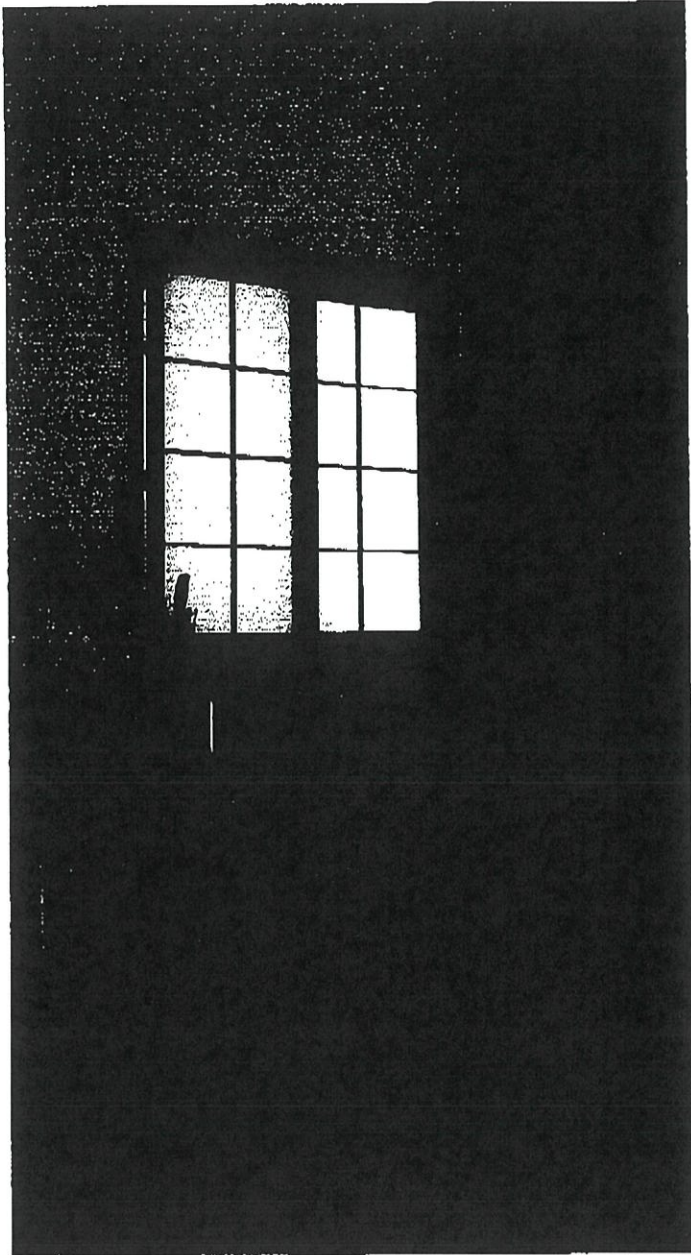
3-(1) 営業所の写真

4年4月5日



3-(2) 営業所の位置図 (詳細に)





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 4 月 5 日

申請者	氏名又は名称	株式会社 Kalmax International
	住所	〒533-0853 大阪府羽曳野市南吉市2-15-20
	代表者氏名	代表取締役 マックスウエル アネスト
	電話番号	TEL 072-921-4151
	FAX番号	072-958-1697
	メールアドレス	Kalmax0221@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年4月5日

届出者

氏名又は名称

Kalmax International

住 所

〒553-0853 大阪府豊中市新市街2-15-20

代表者氏名

代表取締役 マックスウエル アネスト

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	Kalmax International	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
マックスウエル アネスト	303056	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇三〇五六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 マックスウエル かおり

昭和四十六年八月六日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信

